

「緑の募金」企業協賛の森づくり事業実施要綱

1. 事業目的

地球環境保全や企業の社会的責任（CSR）への関心が高まりをみせている中、森づくりを通じて社会貢献活動に協賛する企業・団体（以下「企業等」という。）からの「緑の募金」（以下「企業協賛募金」という。）により、県内の森林の整備・保全活動を推進し、併せて企業と地域との交流を通して地域の活性化に寄与することを目的とする。

2. 対象事業

22世紀への緑の遺産づくり「にいがた緑の百年物語県民運動」に賛同し、企業協賛募金により実施する森林ボランティア団体や緑化団体等の森林の整備・保全活動の支援及びこれらの活動に付随する事業とする。

3. 手続き等

(1) 森づくり活動の実施計画の募集

公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会（以下「緑推」という。）は、森づくり活動に用途を限定した企業協賛募金による森づくり事業（以下「企業協賛の森づくり事業」という。）の活動実施計画（以下「森づくり活動」という。）を募集する。

(2) 地域連絡会議との調整

必要な場合には、森づくり活動を行う実施団体（以下「事業実施団体」という。）から応募された活動実施計画（「企業協賛の森づくり」事業助成要領中、5の助成申請書）を活動フィールド所在地の地域連絡会議（注）に提示し、活動実施計画が適正に実施されるよう助言、提案等を求める。

(3) 協賛企業の募集及び協賛募金の申し出

緑推は企業等に対し、企業協賛募金による森づくりの参加募集を行い、参加を希望する企業等は緑推へ申し出る。（実施要綱様式1）

(4) 助成対象団体の決定

緑推は、協賛企業の希望を調整の上、助成対象の森づくり活動実施団体並びに助成額を決定（内定）し、企業等に報告すると共に、事業実施団体に通知する。（実施要綱様式2、様式2-2）

(5) 助成申請等の手続き

事業実施団体が行う助成申請等の手続きは、別に定める「緑の募金」企業協賛の森づくり事業助成要領により行う。

4. 森づくり活動に要する資金の管理及び交付

(1) 企業等から提供される企業の森づくりに要する資金は、「緑の募金」（企業協賛募金）として緑推がこれを受領し管理する。

(2) 「緑の募金」企業協賛募金は、おおむね80%を森づくり活動費用として事業実施団体に交付し、20%は事業推進費（地域活動費および事務費）とする。

(3) 緑推は、事業実施団体の申請に基づき、当該年度の森づくり活動費用として交付するものとする。

(4) 緑推は、森づくり活動の状況を確認し、活動報告書を作成し、企業等に活動状況を報告する。（実施要綱様式3）

5. 森づくり活動の指導支援

緑推は、地域連絡会議と連携し、事業実施団体の森づくり活動を指導、支援する。

6. 森づくり活動の成果の公表及び表彰等

緑推は、企業協賛の森づくり活動の成果を公表し、併せて、緑の募金表彰を行う。

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(注) 県内各地域の県地域機関、市町村、関係団体により組織された緑推支部、地域連絡会議及び協議会